



立志と忠恕の深谷教育

～ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる～



深谷市立明戸中学校いじめ防止基本方針



いじめゼロ



いじめ見逃しぜロ

平成26年3月12日作成

平成30年4月 1日改訂

令和2年7月17日改訂



目 次

1 はじめに	1
2 いじめに対する基本的な認識	
(1)いじめの定義	1
(2)いじめの理解	2
(3)いじめの防止と早期発見、対処について	3
3 明戸中学校基本方針の策定	4
4 明戸中学校いじめ防止等対策委員会の設置	5
5 いじめの未然防止	6
(1)生徒指導・教育相談体制の確立	6
(2)教師の姿勢と学級経営の在り方	6
(3)生徒一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動	7
(4)学校と保護者や地域との連携	8
(5)生徒の自浄能力を育てる	8
(6)インターネット等を通じて行われるいじめの防止	8
(7)人権教育の推進	9
(8)キャリア教育の推進	9
6 いじめへの対処に関する方針	10
(1)早期発見	10
(2)いじめが認知された時の対応	10
7 重大事態への対処	12
(1)重大事態の意味について	12
(2)重大事態の報告	12
(3)調査の趣旨及び調査主体について	12
(4)調査を行うための組織について	12
(5)事実関係を明確にするための調査の実施	13
(6)自殺の背景調査における留意事項	13
(7)その他留意事項	14
(8)調査結果の提供及び報告	14
(9)再調査	15
(10)学校設置会社の設置する学校に係る重大事態への対処	15
8 取組の評価・検証	

<資料編>	・いじめ防止対策年間行事予定	16
	・明戸中いじめ撲滅宣言	16
	・いじめ対応連携シート	17
	・いじめ相談窓口一覧	18

1 はじめに

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許されることではない。いじめ事象の発生・深刻化を防ぐには、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる体制を構築しなければならない。あわせて、学校として人権教育や道徳教育(「特別の教科 道徳」として実施)を充実させ、教育活動の全てにおいて人権を大切にする精神を貫き、いじめを許さない意識を醸成することが重要である。意識醸成の基盤として学校環境を整えるとともに進路指導・キャリア教育を充実させ、自分の夢やこころざしをもたせる。さらに、特別活動を充実させる中で、生徒相互の教育力を活用する。

そこで、本校では次の①～④をいじめ防止対策の重点とした。

- ① 教育相談体制を充実する。
- ② 人権教育や道徳教育(「特別の教科 道徳」として実施)を充実させる。
- ③ 進路指導・キャリア教育を推進する。
- ④ 特別活動を推進する。

深谷市立明戸中学校いじめの防止等のための基本的な方針(以下「明戸中学校基本方針」という。)は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、深谷市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。※以下、青字は一部改訂・追加等があった部分を示す。

なお、法附則第2条1項「いじめ防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途としてこの法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とあり、文部科学省が、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月)を、埼玉県が、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年7月)の改定をそれぞれ行った。それに伴い、深谷市及び明戸中においても、「いじめ防止基本方針」の一部改定を行ったものである。

2 いじめに対する基本的な認識

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。(法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判

断するものとする。

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、明戸中いじめ防止等対策委員会へ情報提供することは必要となる。

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。（深谷市いじめ防止基本方針より）

- | | | |
|--|----------------------|--|
| ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる | ・身体や動作について不快なことを言われる | ・存在を否定される |
| イ 仲間はずれ、集団による無視をされる | ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる | ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる |
| ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | ・遊びやチームに入れないと席を離される | ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする |
| エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | ・殴られる、蹴られるが繰り返される | ・殴られ、お金を取り戻されたりする |
| オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | ・殴られ、お金を取られる | ・靴に画鋲やガムを入れられる・写真や鞄、靴等を傷つけられる |
| カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる | ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる | ・万引きや恐喝を強要される |
| | ・大勢の前で衣服を脱がされる | ・いたずらや脅迫のメールが送られる |
| | (深谷市いじめ防止基本方針より) | ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される |

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に 警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる ような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2)いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を感じさせ得る。

国立教育政策研究所による調査（H25.7「いじめ追跡調査 2010-2012」によれば、暴力を

伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3)いじめの防止と早期発見、対処について

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守っていくことが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、

また、本校における組織的な対応を可能とするような体制整備を進める。

エ 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と、家庭や地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と本校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、明戸中学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そこで、警察や児童相談所等との適切な連携を図るために、平素から、本校及び深谷市教育本校及び深谷市教育委員会委員会と関係と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、本校及び深谷市教育委員会が、関係機関が行っている取組との連携を進める。

3 明戸中学校基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（法第13条）

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、埼玉県の基本方針及び深谷市の基本方針を参照し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

明戸中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。策定に当たっては、以下の点に留意して定める

- （ア）明戸中学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりするったりする。
- （イ）「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- （ウ）いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- （エ）明戸中学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを明戸中学校いじめ防止防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを盛り込む。
- （オ）明戸中学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- （カ）策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- （キ）生徒や保護者・地域・地域住民・関係機関等を巻き込みながら策定や説明に努める。
- （ク）未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。ただし、アンケート調査の結果だけに頼らないようにする。（アンケート等の実態調査の保存期間は、深谷市立学校文書取扱規程第12条深谷市立学校文書分類細目表に基づき3年間とする。なお、重大事態に関する調査結果等については5年間とする。）
- （ケ）9月が深谷市におけるいじめ撲滅強調月間であることから、生徒を主体とした取組を実施するよう重点的に位置づける。（明戸中いじめ防止宣言、明戸中いじめ撲滅強調月間等）
- （コ）重大事態への対処については、深谷市いじめいじめ防止防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。）
- （サ）明戸中学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でい基本方針により、

個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として、生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。（自己評価の目標にも位置づける）保護者

(シ) 策定した明戸中学校基本方針については、ホームページの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに生徒・保護者、関係機関等に説明する。

4 明戸中学校いじめ防止等対策委員会の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
(法第22条)

本校は、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる明戸中いじめ防止等対策委員会を置くこととする。このことにより、いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になる。

また、明戸中いじめ防止等対策委員会は明戸中基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織は本明戸中学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や法第28条で規定する重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織は、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校福祉相談員、保護者代表から構成される。また、個々の事案により学級担任や部活動の顧問等が必要に応じて参加する。

さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

本校における当該組織の具体的な役割等は、以下のとおりである。

(ア) 未然防止

・学級経営等を充実させ、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(イ) 早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があつたときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(ウ) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成

・実行・検証・修正の中核としての役割

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aの実行を含む）

(エ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の場を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく見つめお互いの人格を尊重する態度を養う。

なお、重大事態への対処については、必要に応じ、深谷市が設置する、専門委員会が学校いじめ防止等対策委員会に入ることも検討する。

5 いじめの未然防止

(1) 生徒指導・教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていく体制の充実を図るなど、生徒指導・教育相談体制を整備し、いじめの未然防止に努める。

○教育相談体制の充実～相談活動がしやすい環境づくり

- ・教師自身が生徒から相談されやすいような信頼関係づくり
- ・教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
- ・訪問しやすい部屋（保健室、職員室、校長室等）の環境づくり
- ・日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり。

○教師の対応

- ・一人一人の生徒に対する共感的理解
- ・話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
- ・生徒の身になって考えようとする姿勢

○多くの教職員で生徒を見守る

- ・積極的に情報を共有する場の設定
- ・養護教諭との連携
- ・教科担任との連携
- ・委員会指導者や部活動指導者との連携

○教職員間の連携

- ・若い教職員が気軽に先輩教師に相談できる雰囲気づくり
- ・多くの教職員が話しやすく相談しやすい職場の雰囲気づくり

○相談技術の向上

- ・校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実

○スクールカウンセラーとの連携

- ・カウンセリングの在り方についての研修の充実
- ・相談のあった生徒の支援についての連携

(2) 教師の姿勢と学級経営の在り方

教師自身が、生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、生徒一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感（自己有用感）を実感できる学級づくりに努める。

○教師としての基本的な姿勢

- ・正義や真理を大切にする姿勢
- ・不正義に対する毅然とした態度
- ・生徒理解に努める姿勢、実行力

○生徒を見る教師の力

- ・生徒とふれあう機会や対話の重視
- ・生徒の小さな変化を見逃さない感性
- ・学校生活の中から生徒の関係を見抜く洞察力

○担任としての学級経営の心構え

- ・生徒と担任教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築
- ・すべての生徒が自分の居場所を実感できる学級づくり
- ・どの子にも公平、平等に接する姿勢
- ・生徒が対等の関係で生活できる人間関係の構築
- ・学級の団結力を高める行事等への取組の重視

○思いやりの心をはぐくむ学級経営

- ・相手を受け入れ認め合える集団づくり
- ・弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

(3) 生徒一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にすることで、自己有能感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。こうしたことから、すべての教育活動において、生徒が生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、生徒一人一人が他者への思いやりの心をもち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視することが必要である。

○教科（わかる授業・楽しい授業）

<自己決定の場を与える>

- ・思考場面や観察場面で、考えたり、観たりする視点を示す。
- ・生徒が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行う。
- ・生徒が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにする。
- ・一人で調べたり、考えたりする時間を十分に与える。
- ・生徒が、自分の考えをみんなの前で発表する場を設ける。
- ・教育機器の活用を図ったり、多様な教材、教具、資料を準備する。
- ・生徒が今日の学習をふり返り、これから学習について考えるような場を設定する。
- ・自分の考え方や思考過程が分かるようなノートの取り方の指導する。
- ・多様な考え方を生むような発問を工夫する。

<自己存在感を与える>

- ・どんな発言や考えも受け止めて大切にする。
- ・名前を呼んだり、目を見て話したりするなど、生徒に存在感をもたせるようにする。
- ・つぶやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにする。
- ・生徒が協力して学習できるように、多様な学習形態を取り入れる。
- ・生徒が授業に参加しているという気持ちをもてるように、発問などを工夫する。
- ・授業に意欲を見せない生徒や学業が振るわない生徒も、学習していくような配慮をする。
- ・授業の中で、「よくできたね」「がんばってるな」等の、承認や称賛、励ましをする。
- ・生徒の実態を把握し、授業のどの場面でどの生徒を生かすか、見通しをもって指導する。
- ・多様な考え方を提示して、お互いの考えに気付かせる工夫をする。
- ・発言をしない生徒に配慮する。

<共感的な人間関係を育成する>

- ・良い態度をほめ、好ましくない態度は正すようにする。
- ・たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考え方や意見のように思われても、熱心に聴いたりする。
- ・間違った応答を笑わないように指導する。
- ・生徒一人一人を受け入れてほめ、生徒の人間性を認める。
- ・チャイムと同時に授業を始め、チャイムと一緒に授業を終える。
- ・友だちの意見に対してうなずいたり、拍手したりするなど、反応を返すよう促す。
- ・自己開示をし、生徒から学ぶ姿勢をもつ。
- ・相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようする。
- ・教師主導にならず、生徒のテンポに合わせながら授業をすすめる。
- ・発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにする。

○道徳教育

- ・「思いやり」「寛容」「公正・公平」等、道徳的価値の自覚を深め、「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむ道徳の時間の工夫

- ・人間の弱さや至らなさ等に共感し、よりよい生き方について考えられる発問の工夫
- ・生徒同士が互いの気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話合いの充実
- ・生徒の身近な体験を想起できる道徳の時間の導入・終末の工夫
- ・いじめの「被害者」「加害者」「傍観者」「観衆」それぞれの立場から考えられる読み物資料等の活用の工夫
- ・全教育活動を通じて、「個性伸長」や「生命尊重」等、自尊感情を高め、生命の大切さを学ぶ機会の充実

○特別活動

- ・学級経営を基盤とした生徒の望ましい人間関係や信頼関係を築く活動の重視
- ・集団活動をとおしてルールやマナーを学ぶ機会の充実
- ・学級会など、生徒が異なる意見を尊重しながら折り合いをつける話し合いの工夫
- ・自ら判断し、行動できるようにする活動場面の設定
- ・社会性の育成を目指した指導法の工夫
- ・いじめについての体験談を聞くなど、ゲストティーチャーの活用
- ・思いやりの気持ちをはぐくむ異年齢集団活動の充実
- ・豊かな自然体験や社会体験をとおした人間性や社会性の育成の重視
- ・生徒会による「明戸中いじめ撲滅宣言」の採択（資料編参照）

○総合的な学習の時間

- ・一人一人の課題設定を大切にした活動を通して、生徒が主体的に学ぶ学習過程の構築
- ・地域の伝統や文化を継承した独自の校務的学習、福祉（ボランティア）に関する活動や職場体験などの体験活動の充実
- ・地域社会の人とのかかわりを大切にした学習の充実

（4）学校と保護者や地域との連携

「いじめ問題」は、単に生徒や学校、家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校としては常に開かれた学校づくりに努め、保護者や地域と相互に協力できる体制をつくる。

○保護者への説明

- ・学校の姿勢や考え方を示し、保護者の理解を得る工夫
- ・保護者が集まる機会を利用したいじめ防止に向けた話題の提供

○家庭との情報の共有

- ・個人面談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換
- ・いじめに関する保護者アンケートやチェックカードの実施

○地域社会との連携

- ・地域社会に呼びかけ、多くの人たちで生徒を見守る風土づくり
- ・日頃からの連携体制の充実
- ・生徒の校外生活の様子についての情報交換
- ・公民館等が主催する地域の行事への積極的な参加

（5）生徒の自浄能力を育てる

生徒自身に「自浄能力」を身に付けさせることは、未然防止のなかで最も重要である。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めることが大切である。

○生徒会活動

- ・リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成
- ・いじめ問題を取り上げたり、標語や目標を作成したり、日常の活動からいじめをなくす取組の推進
- ・伝統である「時場礼」の取組や毎月6日を「明戸中6つの誓いの日」とし、よき伝統を継承す

る意識や校風づくりに一人一人が参加しているという自覚と責任ある行動の育成

- ・毎年9月を「いじめ撲滅強調月間」、年2回「明戸中人権旬間（期間）」とし、いじめ撲滅宣言など生徒の主体的な取組を推進として位置づけたり、人権という視点で考える機会として設定する。

○部活動

- ・リーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動の実践
- ・集団として活動する利点を生かした、協調性や自主性の伸長
- ・結果だけを目的とした指導（勝利至上主義）に陥らず、人間形成の場としての活動の位置付け
- ・保護者や学級担任とも連携を密にし、情報交換を大切にしながらお互いに相談できる体制づくり
- ・活動の準備中や後片付けでの子どもの様子を把握する工夫

○子ども向けのいじめに関するリーフレットの活用

- ・子どもが主体となって取り組む事例の紹介
- ・メッセージに託された思いを共感的に学ぶ学習

（6）インターネット等を通じて行われるいじめの防止

近年、携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、生徒についても、「ネット上のいじめ」、誹謗中傷、詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してきており、警察などの関係機関や保護者等と連携して、対策を講ずる必要がある。

○ 深谷市安心ふつかネットの徹底を図る。

- ・ネットトラブルの未然防止に役立てるため、ルールの徹底を図る。
- ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。
 - ・埼玉県警サイバー犯罪対策課、深谷警察署生活安全課への講演依頼
 - ・青少年のネットモラル啓発DVD等の具体的な資料等の活用
- 保護者の意識啓発
 - ・保護者対象のインターネット意識啓発講演会を実施する。
 - ・学級懇談会やPTA講演会等、折に触れ、家庭の安心ふつかネットの啓発に努める。

（7）人権教育の推進

明戸幼稚園・明戸小学校・明戸中学校で共通の目指す子ども像「夢とこころざしをもち、まごころと思いやりのある明戸の子」の育成を目指し、学校・家庭・地域が一体となり、まごころと思いやりをはぐくむ人権教育の推進を図る。その中で、子どもたち一人ひとりが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようとする。

○ 重点目標、方策

ア あいさつができる子ども

- のぼり旗の作成 ○ 学校におけるあいさつ運動 ○ 家庭におけるあいさつ運動
- イ 学びあい・高めあう子ども
 - 人権感覚育成プログラムを使った授業の実施 ○人権教育の視点を取り入れた授業を推進
 - 道徳教育の充実 ○授業におけるペア学習の実施 ○授業における学びあいの推進
 - 幼小中が連携した学習規律 ○読み聞かせの推進

ウ やさしい心を持った子ども

- ありがとうの花の配布 ○お年寄りとの交流 ○福祉施設の訪問
- 給食試食会 ○ふれあい祭ボランティア ○緑化活動の取組

エ 希望を持って生活する子ども

- 職場体験、立志式

オ 地域や学校を大切にする子ども

- 人権意識を育む校内環境 ○清掃を進んで行う ○花壇整備に取り組む

(8) キャリア教育の推進

自己実現に向けて、夢をもち志高く生きる生徒の育成を目指して、明戸中学校の「宝」をつなぐキャリア教育を推進する。

ア 体験活動の充実

- ・社会体験チャレンジ事業
- ・立志式
- ・高等学校による出前授業と体験授業
- ・様々な講演会の開催

イ 地域と連携した教育の推進

・地域人の育成

明戸地区に住む人たちと積極的に交流することで自分が育った明戸地区を愛する郷土愛の心を持ち合わせた地域人の育成を図っている。

・地域と一体となった活動

地域参画型でいろいろな立場の人達との協働を通して体験的なキャリア教育を実践し、地域、社会への興味をより高めている。

a 明戸地区と中学校の体育祭を合同で実施する。

b ふれあい祭りへボランティアとして参加する。

c 花はなプランや防災訓練に参加し地域の人との協働体験を実施する。

ウ

ウ 幼小中の連携した教育の推進

・小学生の部活動体験（中学生にリーダーシップを育成する。）

・小学生を招待しての立志式の開催

・幼稚園（保育園）児を招待してのふれあい給食

6 いじめへの対処に関する方針

(1) 早期発見

(ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(イ) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

(ウ) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組み、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

(エ) アンケート調査や個人面談において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解しなければならない。

(2) いじめが認知されたときの対応

(ア) 本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに明戸中いじめいじめ防止等対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

(イ) 教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個

人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、明戸中いじめ防止等対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- (ウ) 被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (エ) 加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (オ) 周りではやし立てる生徒に対しては、はやし立てることなどは、いじめていることと同じであることを理解させる。また、被害者の立場になって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。
- (カ) 見て見ぬふりをする生徒に対しては、いじめは他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。
- (キ) 学級等全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどをとおして、いじめを考える。　・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。　　・特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等をとおして、連帯感を育てる。

(ク) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、深谷警察署と連携して対処する。特に、生徒の身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに深谷警察署に通報し、援助を要請する。

(ケ) いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることを理解しておく。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間と相当の期間とは少なくとも3か月を目安とするは少なくとも3か月を目安とする）
- ・学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

7 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

(法第28条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 生徒が自殺を企図した場合 | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、深谷市教育委員会を通して、市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するためを行うものである。本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに深谷市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと深谷市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、深谷市教育委員会の深谷市いじめ問題専門委員会において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、深谷市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(4) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、明戸中学校いじめ防止等対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(5)事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、深谷市教育委員会のいじめ問題専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6)自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ク 本校が調査を行う場合においては、深谷市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「New I's」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。「New I's2019」の「第2章 自殺自殺防止防止について」も参考にする。

(7) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(8) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立小・中学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、市立小・中学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

③ 重大事態に係るアンケート等の実態調査の保存期間

個別の重大事態の調査に係る記録について5年間の保存期間とする。

(9) 再調査（調査結果報告を受けた深谷市長による再調査及び措置）

ア 再調査

上記（オ）②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例の定めるところにより、「深谷市いじめ問題調査委員会（以下、「調査委員会」という。）」を設置する。調査委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るように努めるものとする。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限において、当該調査に係る重大事態への対処

又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や教育研究所専門員等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

(10) 学校設置会社の設置する学校に係る重大事態への対処

(重大事態の報告を受けた市長の再調査等)

市長は、法第28条第1項の規定により学校設置会社又は学校設置会社の設置する学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、調査委員会による調査等の方法により、再調査を行うことができる。また、市長は、調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

8 取組の評価・検証

(1) 市

市は、いじめの防止等に向けた取組の検証を隨時行い、その都度改善に努める。

(2) 学校

市立小・中学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。

資料編

○ いじめ防止対策年間指導計画

	未然防止	早期発見	対応
4月	入学式始業式	家庭訪問	随時対応 早期発見 教育委員会へ報告 いじめ月例報告
5月	前期人権月間	家庭訪問	
6月	生徒総会 ※深谷の子6つの誓いの日	生活アンケート アセス調査	
7月	非行防止教室	臨時の教育相談 三者面談	
8月			
9月	いじめ暴力撲滅強化月間 いじめ撲滅キャンペーン		
10月		臨時の教育相談 学校評価 アセス調査	
11月	後期人権月間	生活アンケート 三者面談	
12月	新入生説明会 立志式 ケータイ安全教室		
1月	職場体験		
2月		臨時の教育相談 学校評価	
3月	※毎月6日 明戸中6つの誓いの日	生活アンケート	

○ 明戸中いじめ撲滅宣言

いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」

- (1) 私たちは広く優しい心を持ち、相手の気持ちを考えて行動します。
- (2) 私たちはいじめを見て見ぬふりをしません。
- (3) 私たちは思いやりと笑顔のあふれる学校にします。

○ 深谷市立明戸中学校 いじめ対応 連携シート

学校											関係機関等										
分担 方策		管理職	生徒指導主任	教育相談主任	特別支援教育C	教務主任	特活主任	道徳主任	人権教育主任	学年主任	学級担任	部活顧問	養護教諭	学校相談員	学校総合支援員	S C		教育委員会	福祉関係	医療機関	警察
未然 防止	学校いじめ防止基本方針の策定	◎	○	○	○													○			
	校内いじめ防止等対策委員会	◎	○	○	○		○	○			○	○	○					○	○		
	いじめ対応マニュアルの作成	○	◎	○	○								○	○							
	いじめ防止年間指導計画の作成	○	◎	○	○		○						○								
	校内研修	○	◎	○		○															
	いじめ撲滅宣言					○					○										
	生徒の主体的な活動					○	○	○	○												
	学級経営の充実								○	○											
	わかる授業・楽しい授業の構築				○																
	道徳教育の充実					○	○	○	○												
早期 発見	人権教育の充実					○		○	○												
	体験活動の充実					○	○														
	家庭・地域との連携	○	○							○								○			
	ネットいじめ等の防止		○							○								○			
	掲示等 環境整備	○		○	○													○			
早期 対応	日常の生徒観察		○	○	○					○	○	○	○	○	○	○					
	いじめアンケートの実施			○						○		○		○							
	保護者アンケートの実施	○				○					○										
	アセス等調査の実施		○	○							○			○							
	教育相談の充実		○								○			○	○	○					
	関係機関との情報交換	○	○	○	○																
	外部相談機関の周知			○										○							
重大 事態 への 対処	事実の確認		○							○	○	○									
	被害者の安全確保			○						○											
	校内サポートチーム	○	○	○	○								○	○							
	被害者へのケア			○						○	○		○	○	○	○					
	加害者への指導・ケア		○													○					
	保護者対応	○	○									○									
	他の生徒への指導		○							○	○										
	報告等	○	○	○																	
		管理職	生徒指導主任	教育相談主任	特別支援教育C	教務主任	特活主任	道徳主任	人権教育主任	学年主任	学級担任	部活顧問	養護教諭	学校相談員	学校総合支援員	S C		教育委員会	福祉関係	医療機関	警察

* S C · · · · · スクールカウンセラー

*特別支援教育C · · 特別支援教育コーディネーター

*重大事態 · · · · · 自殺、重大な身体的被害、重大な金品等の被害、精神疾患、不登校等。

○ いじめ相談窓口 一覧

相談・活動名	機関等	連絡先	相談形式・受付時間等	対象
深谷いいネット	深谷市教育研究所	電話 0120-4-78374 FAX 0120-4-78374 メール e-net@city.fukaya.saitama.jp	電話・FAX・メール 月曜日～金曜日 (8 : 30 ~ 16 : 30)	子ども 保護者
深谷市立教育研究所 教育相談	深谷市立教育研究所	電話 048-572-9456	電話または来所 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分	保護者
よい子の電話教育相談 (子ども用)	埼玉県教育委員会	電話 0120-86-3192	毎日 24 時間(無休)	子ども
よい子の電話教育相談 (保護者用)	埼玉県教育委員会	電話 048-556-0874	毎日 24 時間(無休)	保護者
学校関係の電話相談(子ども・保護者)	埼玉県教育委員会	電話 048-830-6737	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始除く)	子ども・保護者
子どもスマイルネット	埼玉県立相談センター	電話 048-822-7007	毎日(祝日・年末年始を除く) 午前10時30分～午後6時	子ども・保護者
少年相談・親子カウンセリング	埼玉県警	048-865-4152		子ども・保護者
ヤングメール	埼玉県警	県警ホームページから		子ども・保護者
熊谷児童相談所	厚生労働省	048-521-4152	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時30分(祝日・年末年始除く)	子ども・保護者
埼玉いのちの電話	社団法人 埼玉いのちの電話	048-645-4343 18歳以下は下記まで 048-640-6400	金曜・土曜 午後3時～午後9時30分	子ども・保護者
少年ホートセンター七條 熊谷相談室	埼玉県警	048-524-4016	月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時～午後4時	子ども・保護者
ホートいじめネットトラブルなどの相談窓口	教育局生徒指導課	netpat-saitama@true.ocn.ne.jp		子ども・保護者
24時間いじめ相談ダイヤル	文部科学省	0570-0-78310	24時間	子ども・保護者
国・NPO 子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日 8:30 ~ 17:15	子ども・保護者
○ ヤング・テレホン・コーナー	警視庁	03-3580-4970	平日 朝～午前8時30分～午後5時 土・日・祝 日午前8時30分～午後5時	子ども・保護者
チャイルドライン	MPチャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日、午後4時から午後9時	子ども

